

岡崎市小中学校部活動大会選手派遣事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 岡崎市小中学校部活動大会選手派遣事業費補助金（以下「補助金」という。）は、市立の小中学校の学校教育における部活動の振興を図るため、スポーツ又は文化的活動の実践の機会である各種競技大会への派遣を通じ、心身の健全な育成を図ること及びその大会に派遣する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部活動 学校が設置し、児童生徒の自主的、自発的な参加により行われ、教育課程と関連が図られるものをいう。
- (2) 運動部活動大会選手派遣事業 運動部活動における競技大会への選手派遣のことをいう。
- (3) 文化部活動大会選手派遣事業 文化部活動における競技大会への選手派遣のことをいう。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及びその実施に必要な経費のうち補助金の交付対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助基準は、別表のとおりとする。

(補助対象事業者)

第5条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 運動部活動大会選手派遣事業 愛知県中小学校体育連盟岡崎支所
- (2) 文化部活動大会選手派遣事業 岡崎市現職研修委員会各部

(交付申請)

第6条 補助事業者は、規則第5条に規定する市費補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して事業に着手する前に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（当該派遣大会の要綱等を含む）

- (2) 事業収支予算書
- (3) 大会への出場が証明できる書類等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書を補助事業者へ通知するものとする。この場合において必要に応じ条件を付することができる。

(事業計画の変更等)

第8条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後に、補助対象事業の内容を変更又は中止する場合は、あらかじめその内容を記載した市費補助事業等変更中止承認申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の市費補助金等変更中止承認申請書の提出があった場合には、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件の変更又はその決定の取消をすることができる。

3 市長は前項の規定により、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件の変更又はその決定の取消をしたときは、補助金変更中止決定通知書を補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る事業が完了（中止を含む。）したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い期日までに、規則第10条に規定する市費補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 対象経費の支出が確認できる領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第11条に規定する補助金交付額確定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

(交付時期)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。ただし、補助金の目的及び内容により必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 補助金の概算払による交付を受けた補助事業者は、前条に基づく補助金の額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(交付決定の取消)

第 12 条 市長は、補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合又は補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、規則第 13 条の規定に基づき、補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 前条の規定により、交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは変更した場合において、既に補助金の交付がされているときは、補助事業者は、その通知を受けた日から起算して 30 日を経過する日までに、市長が定める方法により補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の備え付け)

第 14 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収支を明らかにした帳簿書類及び証拠書類を整理し、事業完了年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(終期)

第 15 条 この要綱は、平成 34 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 岡崎市立小中学校部活動各種大会選手派遣事業費補助金交付要綱は、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、同日以前に同要綱に基づき交付決定した補助金の交付に関しては、それ以降もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

| 事業区分及び対象事業 | | 対象者 | 補助基準 | 対象経費 | 内 容 |
|---------------|-----------------------------------|--|-------|------------|---|
| 運動部活動大会選手派遣事業 | 東海中学校体育連盟及び公益財団法人日本中学校体育連盟の主催する大会 | 大会登録児童生徒(選手及び補欠) | 10/10 | 交通費 宿泊料 | <p>1 交通費</p> <p>(1) 原則、公共交通機関を利用した場合の運賃とする。</p> <p>(2) 公共交通機関利用運賃とその他交通機関利用運賃の総額を比較し、いずれか安価な交通費で実費とする。</p> <p>2 宿泊料</p> <p>(1) 金額 宿泊料は、一人当たり一泊10,000円を上限とする。</p> <p>(2) 要件</p> <p>ア 午前7時までに出発地から出発しなければ、大会の指定時刻に間に合わない場合 出場日前日</p> <p>イ 大会への派遣が二日以上になる場合で、かつ、往復交通費が宿泊料を超える場合 出場日当日(出場する大会最終日を除く)</p> <p>ウ 競技終了後、帰着時刻が午後9時を超える場合 出場日当日</p> |
| 文化部活動大会選手派遣事業 | 音楽部 | (1) 愛知県教育委員会、吹奏楽連盟(愛知県、東海、全日本)、全日本合唱連盟、全日本音楽教育研究会の主催又は後援する上位大会 | 10/10 | | |
| | | (2) 上記以外で教育委員会が特に必要と認めた大会 | | | |
| | その他の部 | 教育委員会が特に必要と認めた大会 | | | |

岡崎市小中学校部活動大会選手派遣事業費補助金実施要領

平成 31 年 4 月 1 日施行

岡崎市小中学校部活動大会選手派遣事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付に関する事務について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

第 1 交付申請（要綱第 6 条関係）

- 1 市費補助金等交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。
- 2 「事業計画書」とは、派遣予定の大会、大会主催者、開催日時、開催場所（会場）、派遣予定者名簿及び人数、行程等がわかる書類（任意様式）及び当該大会の参加要項を添付するものとする。
- 3 「事業収支予算書」には、派遣大会に係る一切の収入及び支出の予定額を記載するものとし、補助対象経費の予定額が特定できるものとする。加えて、公共交通機関利用運賃とその他交通機関利用運賃の比較がわかる書類、鉄道賃の算定資料を添付するものとする。
- 4 「大会への出場が証明できる書類」とは、予選大会等の結果表、大会出場決定書等の大会へ出場することが証明できる書類のことをいう。
- 5 市費補助金等交付申請書は、出場する大会開催日の 10 日前までに提出するものとする。

第 2 交付決定（要綱第 7 条関係）

補助金交付決定通知書は、規則通達の別記第 1 により行うものとする（様式第 2 号）。

第 3 事業計画の変更等（要綱第 8 条関係）

- 1 市費補助事業等変更中止承認申請書は、様式第 3 号のとおりとする。
- 2 補助事業の変更とは、大会開催日及び会場又は派遣人数の変更等に伴う補助金申請額の変更がある場合をいう。
- 3 補助事業の中止とは、何らかの事由により競技大会への派遣を中止する場合をいう。
- 4 補助金変更中止決定通知書は、様式第 4 号のとおりとする。

第 4 実績報告（要綱第 9 条関係）

- 1 市費補助事業等実績報告書は、様式第 5 号のとおりとする。
- 2 「事業報告書」とは、派遣大会、開催日時、開催場所（会場）、派遣者名簿及び人数、行程等がわかる書類（任意様式）とする。

- 3 「事業収支決算書」には、派遣大会に係る一切の収入及び支出の実績額を記載するものとし、補助対象経費の実績額が特定できるものとする。
- 4 「その他市長が必要と認める書類」とは、市費補助事業等実績報告書及び上記記載の添付書類では、補助金額の交付額の確定に係る審査が困難な場合に提出を求める書類のことをいう。

第5 額の確定（要綱第10条関係）

補助金交付額確定通知書は、規則通達の別記第2により行うものとする（様式第6号）。

第6 交付時期（要綱第11条関係）

- 1 補助事業者が補助金の請求を行う場合は、所定の請求書を提出するものとする。
- 2 精算額は、交付決定額を超えることはできないものとする。

第7 交付決定の取消（要綱第12条関係）

- 1 交付決定を取り消した場合の通知は、様式第7号のとおりとする。
- 2 取消は、額の確定があった後においても適用するものとする。

第8 その他（要綱第13条関係）

- 1 個人情報を取り扱う場合は、市の定める個人情報保護条例等に基づき、適正に取り扱うこと。
- 2 本事業について疑義がある場合は、市教育委員会と協議の上、適切に実施すること。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用し、平成34年3月31日に廃止する。

様式第1号

市費補助金等交付申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(申請者) 住所
氏名又は名称

() 事業について、次のとおり岡崎市小中学校部活動大会選手派遣事業費補助金を交付してください。

- 1 市費補助事業等の目的
- 2 市費補助事業等の内容
- 3 市費補助事業等の完了予定期日
- 4 交付を受けようとする市費補助金等の額及びその算出の基礎
- 5 市費補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類

様式第3号

市費補助事業等変更・中止承認申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(申請者) 住所
氏名又は名称

年 月 日付け(年度)岡崎市指令 第 号で交付決定のありました岡崎市小中学校部活動大会選手派遣事業費補助金について、申請内容を変更・中止したいので、岡崎市小中学校部活動大会選手派遣事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 市費補助事業等の名称

2 市費補助事業等変更・中止の内容及び事由

3 交付を受けようとする市費補助金等の額及びその算出の基礎

(変更前)

交付申請額 ￥〇〇〇,〇〇〇. —

市費補助事業等に要する経費 ￥〇〇〇,〇〇〇. —

(変更後)

交付申請額 ￥〇〇〇,〇〇〇. —

市費補助事業等に要する経費 ￥〇〇〇,〇〇〇. —

様式第 4 号

(年度) 岡崎市指令 第 号

様

年 月 日付けで市費補助事業等変更・中止承認申請のありました岡崎市小中学校部活動大会選手派遣事業費補助金について、次のとおり変更交付することに決定しました。

年 月 日

岡崎市長

- 1 市費補助金等の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる変更・中止承認申請書記載のとおりとします。
- 2 市費補助事業等に要する経費及び市費補助金の額は、次のとおりとします。
(変更前)

| | | |
|---------------|---|-----|
| 市費補助金等の額 | ¥ | . — |
| 市費補助事業等に要する経費 | ¥ | . — |

(変更後)

| | | |
|---------------|---|-----|
| 市費補助金等の額 | ¥ | . — |
| 市費補助事業等に要する経費 | ¥ | . — |
- 3 市費補助金等の額は、市費補助事業等に要する経費の全額とし、当該市費補助事業等に要する経費の確定額が、2の「市費補助事業等に要する経費」を超える場合においても2の「市費補助金の額」とし、2の「市費補助事業等に要する経費」を下回った場合においては2の「市費補助金の額」は変更するものとします。
- 4 補助条件は次のとおりとします。
 - (1) 市費補助事業等の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - (2) 市費補助事業等を中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

様式第5号

市費補助事業等実績報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(市費補助事業者等) 住所
氏名又は名称

年 月 日付け(年度)岡崎市指令 第 号で岡崎市小中学校部活動大会選手派遣事業費補助金の交付決定がありました事業は、次のとおり完了しました。

- 1 市費補助事業等の名称
- 2 市費補助金等の交付決定額及びその精算額
- 3 市費補助事業等の実施期間
- 4 市費補助事業等の成果
- 5 添付書類

様式第7号

(年度) 岡崎市指令 第 号

様

年 月 日

岡崎市長

年 月 日付け(年度) 岡崎市指令 第 号により交付決定をしました
補助金について、岡崎市小中学校部活動大会選手派遣事業費補助金交付要綱第12条第2項の
規定に基づき、交付決定を取り消します。

1 事業等の名称

2 取り消す内容及び事由

3 取消交付金額 ￥ . - (既交付決定額 ￥ . -)